

1/10 早急

75歳保険料年14万円増

高所得者上限上げへ政府調整

政府は、七十五歳以上が
入る後期高齢者医療制度の
保険料に関し、一部の高所
得者の年間上限額を現行の
六十六万円から八十万円程
度に引き上げる方向で調整
に入った。保険料は年約十
四万円増える。年間上限額

の引き上げに合わせ、比較
的所得の多い中間層の保険
料も増額する。高齢化で医
療費が膨張する中、経済力
に応じた負担を求める狙
い。一〇一四年度の実施を
目指す。政府関係者が明ら
かにした。

財源の半分弱は現役世代
の保険料で賄われており、
政府は七十五歳以上の保険
料を増やし、現役の負担軽
減につなげたい考えだ。保
険料の上限額の引き上げ対
象者は全体の約1%で、中
間所得層の増額の内容につ
いては今後詰める。

後期高齢者医療制度の保
険料は、原則加入者全員が
負担する定額部分と、收入
が年金だけで年百五十三万
円を超える人（七十五歳以
上の約四割）が払う所得比
例部分からなる。
保険料の年間上限額は
現在六十六万円で、年金と
給与の合計が約一千万円以
上の人（七十五歳以上の約
1%）が対象となつてい
る。

政府は社会保障審議会
(厚生労働相の諮問機関)
で議論し、二年末に結論
を出す。